

# 全国公立学校教頭会事務局職員の勤務、給与に関する細則

第1条 この細則は、事務局職員の勤務、給与についての事項を定める。

第2条 事務局職員の勤務時間は、9:00～17:30までとする。

(勤務時間の割り振り)

|      |  |          |       |          |       |  |       |
|------|--|----------|-------|----------|-------|--|-------|
| 9:00 |  | 11:30    | 12:15 | 12:45    | 13:30 |  | 17:30 |
|      |  | A班<br>休憩 |       | B班<br>休憩 |       |  |       |

休憩は45分とし、学校現場の昼休みに対応できるように、A班とB班に分けて休憩をとる。

2 週休日は、土・日曜日とする。

第3条 事務局員の給与等については、事務局職員給与表を別に定める。その際、事務局規定第2条2項(1)の者については、国家公務員再任用規定一般行政職を参考にして役員会で決定する。2項(2)の者についても役員会で決定する。

第4条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の休日
- (2) 年末、年始の8日間
- (3) 本会結成記念日(8月21日)

第5条 有給休暇は、年間20日とする。次年度へ繰り越せる日数は、上限20日とする。

第6条 特別休暇は、次のとおりとする。事前に会長の承認を受ける。

(1) 結婚休暇

期間は、連続する7日の範囲内の期間(週休日、休日及び代休日は含まない。取得可能期間は、結婚前1週間から原則結婚後1か月を経過するまでの間とする。ただし、業務上の都合により、やむを得ず1か月を経過するまでに取得できない場合は、会長の承認を得て6か月を経過するまでの間とする。

(2) 生理休暇

女性職員が請求した場合、2日の範囲内で取得することができる。

(3) つわり休暇

1の妊娠期間を通じて14日間、1時間単位で取得することができる。

(4) 妊娠中の保健指導又は健康診査に伴う休暇

取得単位は妊娠週数に応じ下記の通りとする。取得時間は保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間とする。医師等の特別な指示があった場合にはこの限りではない。

(1) 妊娠満23週まで 4週間に1回

(2) 妊娠満24週から35週まで 2週間に1回

(3) 妊娠満36週から出産まで 1週間に1回

(4) 出産後1年以内 1回

母子健康手帳を役所に取りに行く場合は、「年休」とする。

(5) 母級学級又は父級学級への参加のための休暇

所定の単位のコースを受講するために必要な時間において、会長が認めたもの。在職中1回1ヵ所とする。

(6) 妊娠中の女性職員の通勤混雑の緩和のための休暇

母体または胎児の健康保持に影響があると認められる混雑であると認められる場合。1日を通

じて出勤1時間、退勤1時間を超えない範囲で必要と認められる時間とする。「妊娠中」は母子健康手帳等により判断する。

(7) 出産休暇

- ①期間は出産の予定日以前8週間にあたる日から出産の日後8週間を経過する日まで取得できる。多胎妊娠の場合にあつては、出産の予定日以前14週間にあたる日から取得できる。
- ②出産の予定日は出産の予定日以前8週間に含まれる。出産日は出産日後8週間に含まれない。出産の予定日と出産日が一致せず、出産が予定日を過ぎた場合は、特に出産当日までを出産前の休暇とする。
- ③妊娠4か月（妊娠85日以上）で、出産の予定日を含み前8週間に当たる日に達しない時期における早産、流産、死産及び人工中絶の場合は、出産休暇は出産の日後8週間を経過する日までの期間とする。
- ④出産に該当することになった女性職員は、速やかに会長にその旨を報告しなければならない。

(8) 子育て休暇

義務教育終了前までの子（ただし、障害のある子は満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）が1人の場合7日間まで、2人以上の場合、10日間まで時間単位で取得できる。主なものは以下の通りとする。

- ①子どもの看護
- ②健康診査、健康診断、予防接種
- ③授業参観、学校行事、ただしPTA行事は認めない。

(9) 育児休暇

生後満3歳に満たない子を育てる場合に、会長の承認をもって取得できる。1日2回までとし、1回につき30分を下回らないもので、1回に取得できる時間は、30分、45分、60分、75分、90分及び、120分とする。また、当該子の年齢によって取得できる時間は次の通りとし、育児休暇中の給料は勤務時間に応じた額を支給する。

- 0歳から1歳6ヶ月 1日を通じて120分
- 1歳6ヶ月から3歳 1日を通じて60分

(10) 忌引き

忌引きの内容は以下の通りとする。遠隔地におもむく場合には、実際に要する往復の日数を加算することができる。

|      |     |
|------|-----|
| 配偶者  | 10日 |
| 父母   | 7日  |
| 子    | 7日  |
| 祖父母  | 3日  |
| 兄弟姉妹 | 3日  |
| 孫    | 3日  |

(11) 夏季休暇

7月1日から9月30日までの3か月間の期間において6日間、1日または半日を単位として取得できる。

(12) 短期看護休暇

負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者・2親等以内の親族等の看護や世話をを行う休暇とする。取得日数は1の年において7日（要看護者が2人以上の場合にあつては14日）とし、取得単位は1日または1時間ごととする。給与の減額はしない。

(13) リフレッシュ休暇は次のとおりとする。

- ①対象職員

ア. 各年の4月1日現在において、勤続10年、20年、30年を経過した職員。

イ. 事務局長として勤続5年を迎え、定年退職する職員。

②日数

連続する3日間の範囲内。

③有効期限

ア. 勤続10年、20年、30年に達した年度の翌年度の4月1日から3月31日まで。

イ. 事務局長として勤続5年に達する年度内。

## 第7条 育児休業

当該子が満3歳に達する日まで（産後休暇終了の翌日から子どもが満3歳の誕生日前日まで）取得することができる。その間は無給とする。育児休業を取得する際には、会長に育児休業承認請求書を提出し、会長が承認しなければならない。

## 第8条 育児短時間勤務

小学校就学始期に達するまでの子を養育するため、当該職員が希望する日及び時間帯において四つの勤務形態から選んで勤務することができる。取得の期間は、1ヶ月以上1年の期間とし、取得の1ヶ月前に会長に申し出なければならない。但し、申し出により、子の小学校就学始期までと延長することができる。給料は勤務時間に応じた額を支給する。

| 勤務時間及び勤務日数 |          |                                |
|------------|----------|--------------------------------|
| ①          | 週19時間35分 | 1日3時間55分×週5日                   |
| ②          | 週24時間35分 | 1日4時間55分×週5日                   |
| ③          | 週23時間15分 | 1日7時間45分×週3日                   |
| ④          | 週19時間25分 | 1日7時間45分×週2日<br>+ 1日3時間55分×週1日 |

## 第9条 療養休暇

- (1) 療養休暇は職員が負傷または疾病のため療養する必要がある場合における休暇とする。療養休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。会長に診断書を提出し期間を決める。ただし、結核性疾患の場合には、1年の範囲内の期間とする。
- (2) 療養休暇（結核性疾患、公務上の傷病又は通勤による傷病のため療養する場合のものを除く）が発生した日から起算して90日は、給料の月額は減額しない。ただし、精神疾患によるもの、妊娠に起因する疾患（妊娠障害等）によるものについては、180日は給料の月額を減額しない。
- (3) 公務によらない傷病による休職の1年目の職員には、給与の80%を支給する。休職の2年目以降の職員には給与を支給しない。
- (4) 短期間の病気（かぜ・頭痛・悪阻等）のために療養休暇の申請があった場合で、医師による診療行為を受けないとき、又は、受けても症状が軽く短期間で治癒する見通しがあるときには、医師の診断書に代えて、申請者が勤務に服することが困難であることを会長において認証できれば、療養休暇を承認する。なお、短期間の病気とは、7日以内に治癒する見通しのある場合をいい、8日以上にわたることが判明した場合、あるいは7日以内の療養休暇が断続的に頻繁に行われた場合、会長に診断書を提出し、その診断書に基づいて判断する。

## 第10条 看護休暇

- (1) 看護休暇は、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに、支障があるものの看病または世話をするため、勤務をしないことが相当であると会長が認めたものとする。

(2) 要看護人の範囲は次の通りとする。

①配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）

②2親等以内の親族

③届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母

④配偶者の父母の配偶者であって、職員と同居している者

⑤届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子であって、職員と同居している者

(3) 看護休暇の期間と態様は次の通りとする。

1人の要看護者につき、通算して3年の範囲内で、1人の要看護者の1の期間において、あらかじめ、休暇とする日または時間を特定するものであって、次に掲げるいずれかの態様で取得できる。

①1日を単位とするもの

②30分を単位とし、1日の内の必要な時間に取得、1日を通じて4時間を限度とするもの

③①と②を併用するもの

(4) 看護休暇の手続きは、会長に期間と態様を申請する。

(5) 看護休暇については、勤務しなかった時間に係る給料は減額して支給する。

第11条 細則に規定のない事項については、役員会で協議、決定する。

(附 則)

この細則は、平成12年4月1日より施行する。

平成19年12月14日一部改正

平成25年12月13日一部改正

平成28年12月9日一部改正

平成29年6月9日一部改正

平成29年11月2日一部改正

令和2年6月5日一部改正